

「埋蔵文化財発掘の届出について」作成にあたって

【周知の埋蔵文化財包蔵地内で土木工事を行う場合】

周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲内で、掘削や盛土等地面に影響を与える土木工事を行う場合には、文化財保護法第 93 条の規定により、工事着手の 60 日前までに届出（正式文書名は「埋蔵文化財発掘の届出について」）が必要です。工事の設計図面等を添付して、教育委員会生涯学習課窓口（丸山分庁舎）まで提出してください。

【提出書類】（2 部提出）

①「埋蔵文化財発掘の届出について」及び別記…記載例を参照ください。

②位 置 図 …計画地の位置が分かる図。縮尺：1/25,000。計画地に赤色で印を付ける。

③地 形 図 …計画地の周辺の地形が分かる図。縮尺：1/2,500。

計画地の範囲を緑色で囲んでください。

④公図の写し…土地の形状や地番、道路、水路や隣接地との位置関係が分かる図。

計画地を赤色で囲んでください。

⑤設計図等 …●事業計画図（平面図）…構造物の規模・形状・配置のわかる図。

事業面積を明記してください。

●事業断面図（立面図）…建造物の基礎・構造断面のわかる図。

掘削深度を明記してください。

⑥そ の 他 …上記以外で、掘削規模・深度を示すために必要な図。

浄化槽等工作物はこれに含まれます。

【提出期限】

工事着手の 60 日前まで

【留意事項】

○届出等必要書類は、提出日が工事着手の 60 日以前でないと受理できません。

○書類一式を2 部提出してください。 1 部を市保管分、1 部を県提出分とします。

○位置図・地形図・公図の写し等は該当箇所を指定色（赤・緑）で囲ってください。

書類は、A4 または A3 サイズに調整の上、片面印刷で提出してください。

○上記提出書類の他に、事業計画に関する書類の提出を求めることがあります。